

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ウガンダ	無償資金協力に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事會第三会期決議第百六十五号に留意し、ウガンダの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 第二次カンパラ市内幹線道路改善計画を実施するために必要な 1. 道路及び交差点の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	125,112千円 -----	H14.3.14 カンパラ で (同日)	日本側 三木達也在ウガンダ臨時代理大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大臣 経済開発大臣	H15.2.24 63号
ウガンダ	第二次カンパラ市内幹線道路改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ウガンダの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	368,000千円 H15.11.24まで	H14.11.25 カンパラ で (同日)	日本側 三木達也在ウガンダ臨時代理大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大臣 経済開発大臣	H16.8.23 504号
ウガンダ	無償資金協力に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ウガンダの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	62,462千円 -----	H15.3.11 カンパラ で (同日)	日本側 三木達也在ウガンダ臨時代理大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大臣 経済開発大臣	H16.6.18 287号
ウガンダ	ソロアイ地域医療体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 第二次カンパラ市内幹線道路改善計画を実施するために必要な 1. 道路及び交差点の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 第二次地方給水計画を実施するために必要な 1. 深井戸給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両、機械及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	164,000千円 H16.3.10まで	H15.3.11 カンパラ で (同日)	日本側 三木達也在ウガンダ臨時代理大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大臣 経済開発大臣	H16.7.20 353号
ウガンダ	第二次カンパラ市内幹線道路改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	第二次カンパラ市内幹線道路改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	332,000千円 H16.3.31まで	H15.6.24 カンパラ で (同日)	日本側 三木達也在ウガンダ臨時代理大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大臣 経済開発大臣	H16.7.20 357号
ウガンダ	第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の交換公文	277,000千円 H16.12.1まで	H15.12.2 カンパラ で (同日)	日本側 北沢吉隆在ウガンダ臨時代理大使 ウガンダ側 ジェラルド・センダウラ大臣 経済開発大臣	H16.9.22 627号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ウガンダとの無償資金協力取極一覧